(十四)〜(九十二)		
(略)	(略)	
	室内仕上げ表	令第百二十三条第一項第二号及び第三項第四号に規定する部分の仕上げ及び下地の材料の種別及び厚さ
	令第百十七条第二項第二号及び令第百二十三条第三項第二号の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百十七条第二項第二号に規定する建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項
		令第百二十三条第三項第二号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	令第百二十一条の二の規定に適合することの確認に必要な図書	直通階段で屋外に設けるものが木造である場合における当該直通階段の構造及び防腐措置

三〜五　（略）

2〜11　（略）

（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）

第三条の二　法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであって、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

一〜十三　（略）

十四　開口部の位置及び大きさの変更（次のイ又はロに掲げるものを除く。）

（削る）

（削る）

イ・ロ　（略）

十五・十六　（略）

2〜4　（略）

(十四)〜(九十二)		
(略)	(略)	
	室内仕上げ表	令第百二十三条第一項第二号及び第三項第四号に規定する部分の仕上げ及び下地の材料の種別及び厚さ
	令第百十七条第二項第二号及び令第百二十三条第三項第二号の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百十七条第二項第二号に規定する建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項
		令第百二十三条第三項第二号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項

三〜五　（略）

2〜11　（略）

（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）

第三条の二　法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであって、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

一〜十三　（略）

十四　開口部の位置及び大きさの変更（次のイからニまでに掲げるものを除く。）

イ　当該変更により法第二十八条の適用を受ける開口部に係る変更で採光及び換気に有効な面積が減少するもの

ロ　耐火建築物、準耐火建築物又は防火地域若しくは準防火地域内にある建築物で耐火建築物及び準耐火建築物以外のものの開口部に係る変更で当該変更により延焼のおそれのある部分にある外壁の開口部に該当することとなるもの

ハ・ニ　（略）

十五・十六　（略）

2〜4　（略）